

河川の管理等に関する行政評価・監視の結果

平成14年12月18日
総務省東北管区行政評価局
(局長 田代 喜啓)

不法係留等の違法行為がみられる！ 河川区域等の巡視強化が急務

東北地方整備局は、関係工事事務所に対して

不法係留船舶等対策の徹底

不法占用等の是正

民有地における廃車等の除去対策の推進

占用許可事務の適正化

等について指導を

(本調査の目的、背景)

東北地方整備局が直轄管理している河川の区間延長は1,607キロメートルと全国の15パーセントを占めており、中でも宮城県と岩手県に跨がる北上川は425キロメートル、宮城県と福島県に跨がる阿武隈川は236.6キロメートル、さらに山形県全域を縦断する最上川は323.9キロメートルとなっており、この3河川水系で東北地方の61パーセントを占めている。

これら幹線河川は、洪水等の被害から周辺住民を守るとともに、飲料水を提供する等国土保全及び国民生活上重要な機能を有しており、その機能を発揮するため適切に維持管理する必要がある。

この行政評価・監視は、国が管理する河川の維持管理状況等の適正化を図るため実施したものである。

(担当：照会先)

東北管区行政評価局

第一部第1評価監視官 三上 信雄

(担当) 評価監視調査官 齋藤 清

電話 022(262)8458

第1 実施時期等

- 1 実施時期 平成14年8月～12月
- 2 対象機関 国土交通省東北地方整備局
(仙台工事事務所、北上川下流工事事務所)
- 3 対象河川 4水系8河川
阿武隈川水系 阿武隈川下流、白石川
名取川水系 名取川、広瀬川
北上川水系 北上川、旧北上川
鳴瀬川水系 鳴瀬川、吉田川

第2 改善意見の通知(所見表示)

今回、調査した結果、改善を要すると認められる事項があったので、次のとおり、東北管区行政評価局長から改善意見の通知(所見表示)を行った。

- 1 改善意見の通知年月日 平成14年12月18日
- 2 改善意見の通知先 東北地方整備局長

第3 行政評価・監視結果の概要

- 1 不法係留船舶等対策の徹底

【調査結果のポイント】

河川区域内においては、係留施設を設置してプレジャーボート等の船舶を係留する場合には、河川法第24条及び第26条に基づく土地の占用許可及び工作物の新築等の許可が必要である。

しかし、河川法の許可を得ずに係留施設を築造し、船舶を不法係留している状況がみられる。

【事例】

- (1) 棧橋等の係留施設を無許可で築造し、船舶を不法係留しているもの9事例(40隻)
阿武隈川左岸8.2キロメートル付近
名取川左岸1.7キロメートル付近
名取川河口付近 ほか
- (2) 河川巡視で無許可係留施設を発見し、原状回復を指導しているが、当局の調査時点では、いまだ回復されておらず、当該棧橋に船舶が係留されているもの2事例(27隻)
北上川左岸月浜第一水門付近 ほか

【改善意見】

不法係留等の防止を図る観点から、国土交通省河川局長通達（平 10.2.12）に沿って措置するよう指導するとともに、必要に応じて強制的な撤去措置を考慮した指導を行うよう関係工事事務所に対し指導する必要がある。

2 不法占用等の是正

【調査のポイント】

河川管理者は、河川法第 77 条により職員の中から河川監理員を命じ、河川巡視等の職務を行わせるものとなっている。

河川巡視の具体的実施事項等については、東北地方整備局河川部長通知で示されており、原則として目視により土地の占用状況、産出物の採取に関する状況、河川管理施設及び許可工作物の維持管理状況について把握することとされている。

しかし、国有地である河川敷地が不法占用され、畑、農業用資材置場等に使用されていたり、堤防上にトラック等の車両が不法投棄されているものがみられた。

【事例】

（１）不法占用されている例

河川区域内において国有地が不法占用されている疑いのある箇所があるが、河川巡視の際に把握漏れとなっているもの 4 か所（名取川右岸 10.6 キロメートル付近、旧北上川右岸 34 キロメートル付近ほか）

畑、農業用資材置場、民家等により国有地が越境（不法占用）されているが、不法占用台帳に未記載であり、指導経過が不明で改善効果が上がっていないもの 4 か所（名取川左岸 4 キロメートル付近、阿武隈川右岸 28.6 キロメートル付近ほか）

（２）不法投棄されている例

堤防上にトラック 1 台、ワゴン車 1 台が投棄されているもの（鳴瀬川右岸 34 キロメートル付近）

（３）その他

堤外地に無許可工作物（作業小屋）が設置されているが、設置場所が民有地であることから特段の是正指導を行っていないもの 3 か所（名取川左岸 9 キロメートル付近ほか）

河川区域内の牧草（国有地）が、河川法第 25 条に基づく土石等の採取の許可を得ずに採取されていた形跡があるもの 2 か所（鳴瀬川左岸 7.7 キロメートル付近ほか）

【改善意見】

不法占用等の防止を図る観点から、次の事項について関係工事事務所に対し指導する必要がある。

不法占用物件については、不法占用台帳に記録し、継続的な指導を行うこと。
民有地内の無許可工作物についても、洪水時の正常な流下を図る上で支障となるものについては是正指導を行うべく検討すること。

河川巡視方法を工夫する等により河川巡視の更なる徹底を図り、河川巡視の効果を上げるように努めること。

3 民有地における廃車等の除去対策の推進

【調査のポイント】

河川は公共物であって、その保全、利用、その他の管理は、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持されるように総合的に管理することによって、もって公共の安全を保持するように適正に行われなければならない。

しかし、河川区域内（堤外地）の民有地において、ドーザー及びトラック等の重量物が常時置かれている等、河川環境及び河川の安全な流下に影響を及ぼすおそれのあるものがみられる。

【事例】

民有地に廃車した自動車等が常時置かれている例 5 事例

稼動不能のドーザー及びトラック、廃車したバス、建築用パイプ材並びにドラム缶が常時置かれたままとなっているもの（名取川右岸名取橋下付近）

廃車した自動車 2 台と建築廃材が常時置かれたままとなっているもの（阿武隈川左岸下流から 16.8 キロメートル付近）

その他、同種 3 事例

（阿武隈川左岸小田川水門から川岸まで、名取川右岸上流起点から 700 メートル付近、同 750 メートル付近）

【改善意見】

河川の洪水被害防止対策の万全を図る観点から、洪水時に支障となるおそれのある車両等を河川区域内に常時置くことがないよう更なる広報に努めるとともに、実際に支障となるおそれの強いものについては出水時に撤去できるよう所有者等を指導するよう関係工事事務所に対し指導する必要がある。

4 占用許可事務等

(1) 占用許可事務の適正化

【調査のポイント】

河川区域内の土地を占用する場合には河川法第 24 条の規定により河川管理者の許可が必要である。許可手続は、河川敷地占用許可準則（国土交通省）に定められているが、同準則に沿って適切な事務処理が行われていないものがみられる。

【事例】

同許可準則で許可することができる施設とされていない「資材置場」について占用許可しているもの

占用許可更新申請時に必要な書類が添付されていなかったことから、申請者に対し提出を求めたものの、補正の期限を明示しておらず督促等の経緯が不明で、同書類が提出されるまで約 4 年間許可保留としたまま経過していたもの

占用許可に際し、条件を付与（写真の提出）しているが、遵守されていないもの

【改善意見】

占用許可事務の適正化を図る観点から、次の事項について関係工事事務所に対し指導する必要がある。

資材置場については、占用許可準則に沿った処理を行うこと。

申請書に必要な書類が添付されていない場合は、行政手続法の趣旨に沿った手続を行うこと。

また、許可の際に付与した許可条件が遵守されるよう確認を的確に行うこと。

(2) 占用許可期間付与の明確化

【調査のポイント】

河川敷地の占用許可期間については、占用許可準則に定められており、公園、緑地、広場及び運動場等は 10 年以内とされているものの、中には、理由が不明確のまま許可期間が短期となっているものがみられる。

【事例】

標準的な占用許可期間が 10 年であるにもかかわらず、付与された許可期間は 5 年の短期となっているもの 7 件

標準的な占用許可期間が定められていないが、同種の工作物について占用許可期間が10年とされている例があるにもかかわらず、5年となっているものがあるなど、占用許可期間の判断理由が不明確なもの7件

占用主体が法人（農業公社）である場合における採草地については、事業の継続性が認められることから、占用許可期間を10年とすることが可能とみられるが、付与された許可期間は5年の短期となっているもの1件

【改善意見】

申請者負担の軽減を図る観点から、河川管理上支障のない案件については、申請者の意向を踏まえつつ、標準的な占用許可期間の付与を励行する等関係工事事務所に対し指導する必要がある。